

項目	主な意見	団体名	障がい種別
医療・リハビリテーションについて(11件)	特定疾患の対象外となった患者に対しても医療費を助成する必要がある。	全国膠原病友の会福岡県支部	難病
	将来的な医療費の軽減と患者の社会復帰のため、腎臓の移植医療を促進するとともに、国民健康保険証の臓器移植提供意志表示欄の記入啓発・広報を行う必要がある。	福岡県腎臓病患者連絡協議会	難病
	高齢の透析患者の通院体制を早急に構築する必要がある。	福岡県腎臓病患者連絡協議会	難病
	腎疾患予防対策の啓発を行うことによって、特定検診の受診率を向上させ、腎不全患者の増加防止に努める必要がある。	福岡県腎臓病患者連絡協議会	難病
	拠点となる医療機関を設置するとともに、体調が悪くなったときに受け入れてくれる病院が必要である。	福岡県脊髄小脳変性症友の会	難病
在宅サービスについて(10件)	医療講演会を実施する必要がある。	福岡県脊髄小脳変性症友の会	難病
	(在宅で福祉サービスを受けていたり独居者等が)入院しなければならなくなったりしたときに、介護者がいるないと病院が受け入れてくれないことがある。命に関わる問題であり、既存事業の見直しにより財源捻出が図られる際には、入院した場合の市としてのサービス(地域生活支援事業の導入等)をぜひ優先課題として取り組まれる必要がある。	福岡市障害者関係団体協議会	3障がい
	普段通り慣れている生活介護事業所で短期入所が利用できるように、改装費等のハード面とともに、無理のない職員配置等のための入居費などのソフト面の充実も合わせて市が事業所に助成する必要がある。	障害者より良い暮らしネット	身体
	短期入所施設で、将来の自立のため宿泊体験できるとともに、緊急保護のためにも利用できる施設を設置する必要がある。	障害者より良い暮らしネット	身体
	重度重複障がい者の受け入れが可能な短期入所施設を増やす必要がある。	自立の里 大地	身体
	緊急時に利用できる短期入所を増やす必要がある。	福岡肢体障害者の会	身体
	ヘルパーの数が不足しており、サービス管理責任者が過重労働となっているため、ヘルパーを増やすとともに、緊急時にヘルパーを派遣してくれる公的なヘルパー派遣機関を作る必要がある。	福岡肢体障害者の会	身体
	重度障がい者には言語障がいを持つ人も多いため、入院中にヘルパーが医師・看護師等との意志疎通を支援してくれるような利用の仕方を認める必要がある。	福岡肢体障害者の会	身体
	保護者のレスパイトのため、入院中の重度の障がい児・者に対するヘルパー利用を認める必要がある。	あそびの会 ゆうらいぶりい	身体、児
	休日に保護者が催しを開催しているとき、ヘルパーが会場で保護者に代わり障がい児のケアをしてくれるような利用の仕方を認める必要がある。	あそびの会	児
移動・外出について(10件)	気管切開をして意志疎通が困難な難病患者に対し、入院中のコミュニケーションを介助してくれるヘルパーの導入が必要である。	日本ALS協会福岡県支部	難病
	移動支援は、対象者を限定したり一律40時間を支給するのではなく、サービス利用計画に位置付けられた場合は支給決定し、その時間内は現地集合・現地解散など自由な利用を認める必要がある。	福岡市障がい者生活支援事業所連絡会	3障がい
	移動支援や通院介助の受診時算定外のルールは廃止する必要がある。	福岡市障がい者生活支援事業所連絡会	3障がい
	移動支援は、宿泊を伴う外出でも利用できるようにするとともに、その場合にガイドヘルパーが宿泊時の介護もできるようにする必要がある。また、短期入所施設への送迎等にも移動支援を利用できるなど、真に利用者が使いやすい制度にすることが必要である。	障害者より良い暮らしネット	身体
	移動支援は、サービス計画で必要と位置付けられた社会参加の内容については、現地集合・現地解散や散歩、通勤通学、プール等での利用、車両での移動などを柔軟に認める必要がある。	自立の里 大地	身体
	視覚障がい者の自宅周辺の安全歩行指導や生活訓練を拡充し、本協会に委託してほしい。	九州盲導犬協会	身体
	移動支援は、月40時間の上限を撤廃し、散歩での利用も認める必要がある。	福岡肢体障害者の会	身体
	支援を必要とする人には、療育手帳の有無にかかわらず、市の福祉施策を利用できるように、また、移動支援は、通学・通所や現地集合・現地解散などの利用制限を撤廃する必要がある。	福岡市手をつなぐ育成会保護者会	知的
	移動支援は、親が高齢化しているため、入所施設から帰省するときにも利用できるようにするとともに、その際の交通費を補助する必要がある。	日本てんかん協会福岡県支部	精神
	移動支援は、重度障がい者の体力負担に配慮して、現地集合・現地解散を認める必要がある。	あそびの会 ゆうらいぶりい	身体、児
	移動支援は、目的地内での利用を認める必要がある。	福岡県脊髄小脳変性症友の会	難病

項目	主な意見	団体名	障がい種別
障がい者福祉施策全般について(10件)	障がい者行政は、保健福祉局の他、教育委員会等に負うところが多いので、連絡を密にして施策を立案し、福祉と教育の連携を高め、セーフティネットの構築を図られることが必要である。	福岡市障害者関係団体協議会	3障がい
	限りある財源を新規事業等に充てるには相応の根拠が必要である。事業者側においても、地域自立支援協議会、民間障がい施設協議会等で種々の課題検討を行っているので、それらの資料は行政側で施策検討を行う際にも活用される必要がある。	福岡市障害者関係団体協議会	3障がい
	民間では受け入れの難しい方々への対応は、公的な組織が中心になって行うべきできないか。民間でやれる事業からは手を引き、民間ではできない事業に集中する必要がある。	福岡市民間障がい施設協議会	3障がい
	プラン策定のメンバーや専門分科会の委員に障がい種別に応じた当事者を入れるとともに、障がい種別ごとのプランを作る必要がある。	福岡県視覚障害者友好協会	身体
	障がい者が1人で生活し、働き、納税し、地域にも参加し、家庭を持ち、次世代を育てる責任を果たせるとともに、精神的にも十分に自立した人間となるように、筋が一本通った施策が必要である。	福岡県視覚障害者友好協会	身体
	次期プランには障害者権利条約の考え方や理念を取り入れるとともに、当事者参加での策定体制を制度化する必要がある。	きょうされん福岡支部 福岡市ブロック	知的
	福岡市独自の施策が減少しているが、国の法律に左右されない福岡市独自の福祉施策を創設する必要がある。	福岡市手をつなぐ育成会保護者会	知的
	在宅の難病患者の置かれている状況、困っていること、問題点についてもっと調査が必要である。	日本ALS協会福岡県支部	難病
	保健師が定期的に患者宅を訪問し、在宅療養に関する問題を把握することが必要である。	日本ALS協会福岡県支部	難病
	重度心身障がい者医療費助成や、現行の様々な在宅福祉事業の継続が必要である。	福岡県腎臓病患者連絡協議会	難病
通所・入所サービスについて(9件)	高齢の視覚障がい者のための入所施設の設置を進める必要がある。	福岡県視覚障害者友好協会	身体
	小規模作業所、地域活動支援センターが個別給付事業に移行できるように、最低定員を10人に下げる必要がある。	きょうされん福岡支部 福岡市ブロック	知的
	今後の障がい児の学校卒業予定者全員の進路を保障するため、市が卒業生の数の将来的な見込みについて調査、把握をするとともに、実態に応じた日中活動の場を増やす必要がある。	きょうされん福岡支部 福岡市ブロック	知的
	地域活動支援センターや小規模作業所の送迎費と家賃を補助するとともに、重度加算制度の人数上限規定を撤廃する必要がある。	きょうされん福岡支部 福岡市ブロック	知的
	地域活動支援センターI型のような、自由な憩いの場をもっと身近な地域にたくさん作る必要がある。	こころの病の患者会・うさぎの会	精神
	地域活動支援センターII、III型や小規模作業所の基本問題を根本的に解決すること(個別給付事業との差の解消)が必要である。	福岡市精神保健福祉協議会	精神
	家計に負担を与える毎日通所できる施設を増やす必要がある。	福岡市地域療育センターを考える会	児
	就学前・就学後(小学校低学年)の障がい児の日中一時支援事業所が少ないため、学校が休みのときに利用できるように、子ども専用の事業所を増やす必要がある。	福岡市地域療育センターを考える会	児
	自立支援法に移行できない無認可作業所の補助金を維持・増額する必要がある。	あそびの会 ゆうらいぶりい	身体、児
コミュニケーション支援等(8件)	本協会では視覚障がい者のパソコン利用を促進するため、自宅を訪問し、居住環境に合わせたパソコンの設置から使用訓練までトータルに支援する事業を始めたいので補助してほしい。	九州盲導犬協会	身体
	居宅介護の代筆・代読サービスを一層充実する必要がある。	福岡市視覚障害者福祉協会	身体
	公文書の音訳・点訳を一層充実するなど、視覚障がい者の社会参加を促進する必要がある。	福岡市視覚障害者福祉協会	身体
	手話通訳者の養成と派遣のための仕組みづくりを推進し、実施するために聴覚障害者情報提供センターを設置する必要がある。	福岡市聴力障害者福祉協会	身体
	コミュニケーション支援の利用料の公費負担を継続する必要がある。	福岡市聴力障害者福祉協会	身体
	要約筆記の利用料の公費負担を継続するとともに、要約筆記者の研修費の補助を増額する必要がある。	福岡中失難聴者支援福祉協会	身体
	公共機関・施設・医療機関に「耳マーク」と筆談用具を常時設置し、聴覚障がい者が確実にコミュニケーションできるように配慮する必要がある。	福岡中失難聴者支援福祉協会	身体
	ALS患者が意思伝達装置の使用を習得するにあたり、気軽に相談できるパソコンボランティアが必要である。	日本ALS協会福岡県支部	難病

項目	主な意見	団体名	障がい種別
相談支援について(7件)	サービス利用計画の対象者を拡大するとともに、真に本人の自立につながるような支援計画を立て、サービス調整を行うケアマネージャーをつくる必要がある。	福岡市障がい者生活支援事業所連絡会	3障がい
	障がい者の権利擁護を主な目的とした24時間稼働の総合相談支援センターを作る必要がある。	福岡肢体障害者の会	身体
	身体障がい者相談員の中に、中途失聴・難聴者を各区1人ずつ配置する必要がある。	福岡中失難聴者支援福祉協会	身体
	相談支援事業の周知を徹底するとともに人員を増やし、ニーズを掘り起こすところからはじめ、きめ細かな対応ができるように24時間365日対応できる体制にする必要がある。なお、緊急時には、短期入所は必ず利用できるようにする必要がある。	福岡市手をつなぐ育成会保護者会	知的
	地域活動支援センターI型の相談支援に関わる人員を増やす必要がある。	いきいき工房	精神
	精神障がい者の退院促進を強化するとともに、退院後も地域からの孤立化や自殺防止のため、24時間の電話相談やACTを参考にして地域定着支援を行う必要がある。	こころの病の患者会・うさぎの会	精神
	精神障がい者の大部分はサービス未利用のため、相談支援事業所を中心とする福祉や医療等の多職種のチームで家庭訪問し、包括的な支援を行うための事業を実施する必要がある。	福岡市精神保健福祉協議会	精神
バリアフリーについて(7件)	視覚障がい者が安全に歩行できるように歩道と自転車道を分けるとともに、自転車道との境目は白杖で触ると分かるようにする必要がある。	九州盲導犬協会	身体
	ふくふくプラザに、盲導犬用トイレを早急に設置する必要がある。	九州盲導犬協会	身体
	公共施設へのオストメイト対応トイレをさらに設置促進する必要がある。	日本オストミー協会福岡市支部	身体
	歩行障がいのある人のために、バス停に椅子を増やす必要がある。	アトムの会(HAM患者会)	難病
	公共施設、民間施設に関わらず、バリアフリー、禁煙場所、身障者トイレ、エレベーター、手すり、スロープ等の設置を指導する必要がある。	呼吸不全友の会	難病
	車いす利用者の通行の妨げになるような道路工事でのこぼこや段差をなくす必要がある。	福岡県脊髄小脳変性症友の会	難病
	施設のバリアフリーを進めるために補助を行う必要がある。	自立の里 大地	身体
障がい児支援、療育・教育について(6件)	健診前のアンケートの項目を公開するとともに、早期療育に対応できる医師や療育者の教育、ペアレントメンターの養成をする必要がある。	福岡市自閉症協会	精神
	学齢期の障がい児のため、児童デイサービスを実施する必要がある。	福岡市自閉症協会	精神
	障がい児の学習および生活の場が地域へ移行する中で、障がい児を取り巻く地域の子どもたち(健常児)の障がい理解を深めるため、障がい児との通年的なつながりの場づくりや、障がい児の居場所づくりを支援する必要がある。	キッズ・レゴ	児
	保護者の障がい受容および二次障がい(特に強度行動障がい)防止のために、障がい児育児支援を目的として、保護者に対する障がい理解の促進や適切な育児指導、育児相談、障がい児の保護者同士が集まる支え合いの場(育児サロンなど)の設置、ペアレントメンターの育成などを行う必要がある。	キッズ・レゴ	児
	障がい児に関する幼い頃から学校卒後の情報(療育の経過や事件なども含めて、その子の特性に関するもの)を、保護者と教育、福祉の関係者が共有できる仕組みを作る必要がある。	自閉症くらし応援舎 TOUCH	児
	障がい児の母親も勤けるように、幼稚園や保育所への障がい児受け入れ体制を整備する必要がある。	福岡市地域療育センターを考える会	児
	日常生活用具の給付対象として、ストーマ用装具の専用はさみ、消臭剤、パウチカバーも含める必要がある。	日本オストミー協会福岡市支部	身体
日常生活用具(5件)	「点字ディスプレイ」を聴覚と重複していない視覚障がい者に対しても支給を認めるとともに、毎年障がい者団体の意見を聞いて給付品目を見直す必要がある。	福岡県視覚障害者友好協会	身体
	日常生活用具の給付品目で全く利用がないものを見直し、他都市で支給されている品目を取り入れる必要がある。特に「ものしりトーク」は必要である。	福岡市視覚障害者福祉協会	身体
	電動式人口喉頭・電話・FAX・ビバボイス(携帯用会話補助装置)を無償で支給する必要がある。	福岡筑声会	身体
	日常的にパルスオキシメーターが必要なため、レンタル方式で料金の全額補助か一部補助を行う必要がある。	呼吸不全友の会	難病

項目	主な意見	団体名	障がい種別
発達障がいに対する支援について (4件)	行動障がいの強い自閉症者が利用できる短期入所を増やし、必要なときに必要なだけ利用できるようにする必要がある。	福岡市自閉症協会	精神
	ゆうゆうセンターの人員と予算を増やすことによって、相談待ちを解消し、トレーニングセミナーを増加する必要がある。	福岡市自閉症協会	精神
	自閉症者が利用できるサービスを増やし、家族の負担を軽減する必要がある。	福岡市自閉症協会	精神
	発達障がい児の保護者のレスパイトと、医療など必要時における母子分離を目的とした短期入所施設をつくる必要がある。	キッズ・レゴ	児
災害対策 (4件)	市内の災害時の福祉避難所と通常の避難所に、オストメイト用ポータブルトイレを設置するとともに、行政がストーマ用装具を備蓄し、備蓄に関する周知も行う必要がある。	日本オストミー協会福岡市支部	身体
	県等と協議し、ストーマ用装具を災害時の緊急輸送品に指定するとともに、その補充・輸送体制を確立のため、本協会と定期的に検討会を開催する必要がある。	日本オストミー協会福岡市支部	身体
	災害時対策を取り入れる必要がある。災害時に集まる場所を確定させるほか、障がい者専用の避難所の設置が必要である。	福岡市視覚障害者福祉協会	身体
	障害等級に関係なく、どの地域にどのような支援が必要な障がい者が生活しているのかという情報を把握し、民生委員などに情報提供し、災害時の救援体制を構築する必要がある。	福岡市肢体障害者福祉協会	身体
年金・手当について (3件)	働けない障がい者のために、生活保護や国民年金に拠らない公的扶助制度(最低限の所得保障)が必要である。	福岡市精神保健福祉協議会	精神
	在宅酸素療法者が酸素濃縮器を稼働するときの電気料金助成が必要である。	呼吸不全友の会	難病
	在宅生活を送るための経済的支援が必要である。	福岡県脊髄小脳変性症友の会	難病
情報提供について (3件)	福岡市の広報番組は必ず手話通訳又は字幕放送を実施するとともに、区役所ロビーのテレビも字幕放送にする必要がある。	福岡市聴力障害者福祉協会	身体
	地下鉄は事故があったときに車内および駅構内に、モニター等を使用した情報周知が必要である。	福岡市聴力障害者福祉協会	身体
	地元NHKの字幕放送の完全実施と、市内のホテルに字幕放送を見ることができるテレビを設置するよう行政から働きかける必要がある。	福岡中失難聴者支援福祉協会	身体
交通について (3件)	パーキングパーミット制度が必要である。	福岡市障害者関係団体協議会 福岡市肢体障害者福祉協会 アトムの会(HAM患者会)	3障がい 身体 難病
	精神障がい者にもバス代等交通費の割引を適用する必要がある。	こころの病の患者会・うさぎの会	精神
	公共交通機関で乗客が進んで席を譲ってくれるように、障がい者であることがひと目でわかるワッペンを市が作成し配布する必要がある。	全国パーキンソン病友の会福岡県支部	難病
その他について	65歳以上の高齢障がい者が介護保険サービスに移行する際に、もっと詳しく丁寧な説明が必要である。	福岡市肢体障害者福祉協会	身体
	差別禁止条例が必要である。	福岡市肢体障害者福祉協会	身体
	発声教室の運営安定化のため助成を増額する必要がある。	福岡筑声会	身体
	地域活動支援センターI型という名称が対外的にわかりにくく、また、心身障がい福祉センターの「障がい」という文字に抵抗を感じる保護者が多いため、名称を変更する必要がある。	日本てんかん協会福岡県支部	精神
	精神障がいの当事者に対する、家族の擁護、介護の苦労は非常に大きく耐えがたいものがある。家族支援分野での行政の協力、助成の制度が必要である。	福岡市精神保健福祉協議会	精神
	各区の窓口や担当者によってサービスの説明が違うので、対応を統一する必要がある。	福岡市地域療育センターを考える会	児
	福祉バスの利用回数は2回まで認める必要がある。	呼吸不全友の会	難病
	パーキンソン病の身障手帳の判定は、状態悪化時の状態で、なおかつ生活状況も加味して行う必要がある。また、そのように認定医を指導する必要がある。	全国パーキンソン病友の会福岡県支部	難病

7 福岡市重度心身障がい者福祉手当(市の福祉手当)に関するアンケート集計結果

1 アンケートの実施状況

(単位:人)

区分	当初送付したアンケートに対する回答	追加送付分に対する点字回答	計
送付者数	18,960	217	19,177
回収者数	11,145	25	11,170
有効回答者数	11,105	25	11,130
回収率	58.6%	11.5%	58.0%

2 アンケートの集計結果

1 年齢別内訳

年齢	人	割合
0~17歳	782	7.1%
18~64歳	4,589	41.2%
65歳以上	5,655	50.8%
記入なし	104	0.9%
計	11,130	100.0%

2 障がい別内訳

年齢	人	割合
身体障がい	8,924	80.2%
知的障がい	1,515	13.6%
重複障がい	533	4.8%
記入なし	158	1.4%
計	11,130	100.0%

3 福祉手当の用途

項目	人	割合
生活費	5,360	48.2%
通院等の交通費	806	7.2%
医療費	577	5.2%
介護の費用	438	3.9%
施設利用料	221	2.0%
用具類の購入	191	1.7%
貯蓄	190	1.7%
趣味	160	1.4%
その他	1,620	14.6%
回答なし	1,567	14.1%
計	11,130	100.0%

参考:その他の主な内訳

項目	人
短期入所等の障がいサービス	75
小遣い	70
教育、療育費	64
役立っていない	55
子どもや本人に必要な物	54
介護や国民健康保険等の保険料	53

4 福祉手当のあり方

(1) 障がい別の回答の状況

【表1】

丸を付けた選択肢	身体障がい		知的障がい		重複障がい		障がいの記入なし		総計	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
① 他施策へ全部振替 (A)	662	7.4%	182	12.0%	77	14.4%	8	5.1%	929	8.3%
② 他施策へ一部振替 (B)	1,248	14.0%	165	10.9%	74	13.9%	13	8.2%	1,500	13.5%
①② 他施策へ全部振替、一部振替どちらでも良い (C)	2	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	3	0.0%
③ 手当継続 (D)	2,998	33.6%	510	33.7%	172	32.3%	59	37.4%	3,739	33.6%
④ その他 (E)	1,579	17.7%	325	21.4%	99	18.6%	22	13.9%	2,025	18.2%
両方充実 (E1)	452	5.1%	112	7.4%	40	7.5%	8	5.0%	612	5.5%
手当継続、拡充 (E2)	281	3.1%	66	4.3%	12	2.2%	5	3.2%	364	3.3%
手当見直し可 (E3)	228	2.6%	43	2.8%	13	2.4%	4	2.5%	288	2.6%
代替案など詳細な説明が必要 (E4)	71	0.8%	13	0.8%	3	0.6%	2	1.3%	89	0.8%
わからない (E5)	261	2.9%	27	1.8%	19	3.6%	3	1.9%	310	2.8%
回答趣旨不明 (E6)	148	1.7%	43	2.9%	9	1.7%	0	0.0%	200	1.8%
意見の記入なし (E7)	138	1.5%	21	1.4%	3	0.6%	0	0.0%	162	1.4%
回答なし (F)	2,435	27.3%	333	22.0%	110	20.6%	56	35.4%	2,934	26.4%
計	8,924	100.0%	1,515	100.0%	533	100.0%	158	100.0%	11,130	100.0%

※表の見方は113ページに記載

【表2】

回答状況	身体障がい		知的障がい		重複障がい		障がい不明		総計		備考
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	
手当の見直しに賛成	2,140	24.0%	390	25.7%	165	31.0%	25	15.8%	2,720	24.4%	A+B+C+E3
手当継続、拡充	3,279	36.7%	576	38.0%	184	34.5%	64	40.5%	4,103	36.9%	D+E2
両方充実	452	5.1%	112	7.4%	40	7.5%	8	5.1%	612	5.5%	E1
代替案など詳細な説明が必要	71	0.8%	13	0.9%	3	0.6%	2	1.3%	89	0.8%	E4
わからない	261	2.9%	27	1.8%	19	3.6%	3	1.9%	310	2.8%	E5
回答趣旨不明	148	1.7%	43	2.8%	9	1.7%	0	0.0%	200	1.8%	E6
④その他を選択したが、意見の記入なし	138	1.5%	21	1.4%	3	0.5%	0	0.0%	162	1.4%	E7
回答なし	2,435	27.3%	333	22.0%	110	20.6%	56	35.4%	2,934	26.4%	F
計	8,924	100.0%	1,515	100.0%	533	100.0%	158	100.0%	11,130	100.0%	

※表の見方は113ページに記載

(2) 年齢別の回答の状況

【表3】

丸を付けた選択肢	0~17歳		18~64歳		65歳以上		年齢の記入なし及び記入誤り		総計	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
① 他施策へ全部振替 (A)	107	13.7%	440	9.6%	379	6.7%	3	2.9%	929	8.3%
② 他施策へ一部振替 (B)	102	13.0%	614	13.4%	772	13.7%	12	11.5%	1,500	13.5%
①② 他施策へ全部振替、一部振替どちらでも良い (C)	0	0.0%	2	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	3	0.0%
③ 手当継続 (D)	240	30.7%	1,688	36.8%	1,784	31.5%	27	26.0%	3,739	33.6%
④ その他 (E)	185	23.7%	905	19.7%	919	16.2%	16	15.4%	2,025	18.2%
両方充実 (E1)	50	6.4%	276	6.0%	279	4.9%	7	6.7%	612	5.5%
手当継続、拡充 (E2)	27	3.4%	170	3.7%	163	2.9%	4	3.8%	364	3.3%
手当見直し可 (E3)	31	4.0%	149	3.2%	107	1.9%	1	1.0%	288	2.6%
代替案など詳細な説明が必要 (E4)	13	1.7%	34	0.7%	41	0.7%	1	1.0%	89	0.8%
わからない (E5)	33	4.2%	117	2.6%	157	2.8%	3	2.9%	310	2.8%
回答趣旨不明 (E6)	17	2.2%	104	2.3%	79	1.4%	0	0.0%	200	1.8%
意見の記入なし (E7)	14	1.8%	55	1.2%	93	1.7%	0	0.0%	162	1.4%
回答なし (F)	148	18.9%	940	20.5%	1,800	31.9%	46	44.2%	2,934	26.4%
計	782	100.0%	4,589	100.0%	5,655	100.0%	104	100.0%	11,130	100.0%

※表の見方は113ページに記載

【表4】

回答状況	0~17歳		18~64歳		65歳以上		年齢不明		総計		備考
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	
手当の見直しに賛成	240	30.7%	1,205	26.3%	1,259	22.3%	16	15.4%	2,720	24.4%	A+B+C+E3
手当継続、拡充	267	34.1%	1,858	40.5%	1,947	34.4%	31	29.8%	4,103	36.9%	D+E2
両方充実	50	6.4%	276	6.0%	279	4.9%	7	6.7%	612	5.5%	E1
代替案など詳細な説明が必要	13	1.7%	34	0.7%	41	0.7%	1	1.0%	89	0.8%	E4
わからない	33	4.2%	117	2.5%	157	2.8%	3	2.9%	310	2.8%	E5
回答趣旨不明	17	2.2%	104	2.3%	79	1.4%	0	0.0%	200	1.8%	E6
④その他を選択したが、意見の記入なし	14	1.8%	55	1.2%	93	1.6%	0	0.0%	162	1.4%	E7
回答なし	148	18.9%	940	20.5%	1,800	31.9%	46	44.2%	2,934	26.4%	F
計	782	100.0%	4,589	100.0%	5,655	100.0%	104	100.0%	11,130	100.0%	

※表の見方は113ページに記載

5 福祉手当について「他施策へ全部振替」又は「他施策へ一部振替」を選択した人が、充実させたい障がい者施策として記入した意見の主なもの（20件以上の意見があった施策）

(1) 「他施策へ全部振替」を選択した人

施策の記入あり	516人
施策の記入なし	413人
合 計	929人

 充実させたい障がい者施策

施策	件数	主な意見
施設	144	グループホーム、ケアホーム、入所施設の増設。学校卒業後の行き場の確保など
医療	51	重度障がい者医療費助成の充実。リハビリの充実など
短期入所	48	医療ケアの可能な施設。緊急時の円滑な利用。日中一時支援の充実など
介護保険	47	入所施設の増など
就労	37	就労支援の充実。通所施設での就労。賃金向上など
人材育成	35	福祉に従事する職員の給与面の改善。事業所・施設の人員増
インフラ整備	35	道路の段差解消や歩道の拡幅など
移動支援	35	通学介助の制限緩和など利便性の向上
障がい児	29	通園施設の充実など
親なき後の支援	28	グループホーム、ケアホーム、入所施設の増設など
交通費助成	27	タクシー券の充実。バス・地下鉄代の補助など
居宅介護	24	支給量の増。利用範囲の拡大など
その他の在宅支援	21	入院時コミュニケーション支援。住宅改造費助成の充実など
その他	123	年金その他諸手当の充実。視覚障がい者の支援。特別支援学校の充実など
合計	684	

注1)1人で複数の施策を記入しているため、記入者の実数と本表の件数の合計とは一致しない

注2)「親なき後の支援」には、意見の記入の中で、特に「親なき後のため」との記述があるものを計上している。

(2) 「他施策へ一部振替」を選択した人

施策の記入あり	654人
施策の記入なし	846人
合 計	1,500人

 充実させたい障がい者施策

施策	件数	主な意見
年金・手当	183	障害基礎年金の充実。手当の増額や、所得制限など支給のあり方に関する意見など
施設	112	グループホーム、ケアホーム、入所施設の増設など
就労	72	就労支援の充実
医療	53	重度障がい者医療費助成の充実。リハビリの充実など
介護保険	48	入所施設の増など
短期入所	39	医療ケアの可能な施設。緊急時の円滑な利用。日中一時支援の充実など
インフラ整備	37	道路の段差解消や歩道の拡幅など
移動支援	30	軽度障がい者も利用できるようにすること。通学介助の制限緩和など
交通費助成	30	タクシー券の充実。バス・地下鉄代の補助など
親なき後の支援	22	グループホーム、ケアホーム、入所施設の増設など
その他	72	通園施設や療育など障がい児施策の充実。居宅介護の支給量増。盲導犬や入所施設整備など視覚障がい者への支援充実
合計	1,543	

注1)1人で複数の施策を記入しているため、記入者の実数と本表の件数の合計とは一致しない

注2)「親なき後の支援」には、意見の記入の中で、特に「親なき後のため」との記述があるものを計上している。

1 表1及び表3は、手当の設問4の選択肢別にまとめたもので、表記の仕方は下記のとおりである。

- 「①市の福祉手当の予算を全部、別の障がい者施策の充実に充てる。」を「①他施策へ全部振替」と表記している。
- 「②国の特別障害者手当や障害基礎年金、生活保護などを受けることができない人にのみ支給する。残りの予算は別の障がい者施策の充実に充てる。」を「②他施策へ一部振替」と表記している。
- 「①②他施策へ全部振替、一部振替どちらでも良い」とは、「①他施策へ全部振替」と「②他施策へ一部振替」の両方を選択した人である。
- 「③他の障がい者施策は充実しなくてもよいので、市の福祉手当を継続する。」を「③手当継続」と表記している。
- 「④その他」については記述式になっているため、この表には回答内容別に「両方充実」以下7つに分類して記載している。
- 「両方充実」とは「④その他」を選択し、記述欄に市の福祉手当の予算も他の障がい者施策も充実するとの意見を記述していた人である。
- 「手当継続、拡充」とは「④その他」を選択し、記述欄に福祉手当の継続又は拡充の意見を記述していた人である。
- 「手当見直し可」とは「④その他」を選択し、記述欄に手当の廃止や他施策へ一部振替などの見直しに関する意見を記述していた人である。
- 「回答趣旨不明」とは「④その他」を選択し、福祉手当のあり方について特に記述がなかった人である。
- 「意見の記入なし」とは「④その他」を選択し、記述欄に特に何も記入がなかった人である。
- 「回答なし」とは、①から④のいずれも選択しなかった人である。

2 表2及び表4は、表1及び表3の「④その他」の意見内容の中で、選択肢①②③と同様の趣旨の意見があったため整理したもので、表記の仕方は下記のとおりである。

- 「手当の見直しに賛成」とは、表1及び表3の「①他施策へ全部振替」と「②他施策へ一部振替」、「①②他施策へ全部振替、一部振替どちらでも良い」、「④その他」の「手当見直し可」を合計したものである。
- 「手当継続、拡充」とは、表1及び表3の「③手当継続」と「④その他」の「手当継続、拡充」を合計したものである。
- 「④その他を選択したが、意見の記入なし」とは、表1、表3の「意見の記入なし」に該当する人である。